

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

内藤 千尋

【所属】(助成決定時)

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程発達支援講座 2 年
白梅学園大学子ども学部助教

【研究題目】

非行少年の発達支援と自立支援の現状と課題—発達障害等の発達困難を有する非行少年に着目して—

【研究の目的】(400字程度)

非行・犯罪に至った子どもに関して発達障害等との関係がしばしば挙げられ、少年院等の矯正教育施設や更生保護(保護観察・保護司・更生保護施設等)においても特別支援教育の視点や発達障害等に対する支援が進められてきている。他方で学校教育では、教師が「問題行動」を示す生徒の背景に多様な発達困難や家庭状況の困難等があることを把握できていない状況や退学処分等により学校教育から切り離されてしまうことが起こっている。

彼らの成長発達や社会的自立に向けた支援を構築していくためには、矯正教育施設・保護観察所・更生保護施設と家庭・学校・地域等の連携のもと、本人の「声・ニーズ」を大切にした継続的な支援が重要である。

そこで本研究では、①発達障害等の発達困難を有する非行少年の実態に関する全国保護観察所職員面接法調査、②触法・非行少年の処遇や発達支援・地域移行支援において先進的な取り組みを行う北欧スカンジナビア諸国(スウェーデン・デンマーク・ノルウェー・フィンランド・アイスランド)の調査、③少年院に在院する発達障害等の発達困難を有する非行少年本人へのニーズ調査を通して、発達障害等の発達困難を有する非行少年が抱える困難・ニーズやそれに対する支援の実態を検討するとともに、学校や少年鑑別所・少年院・更生保護施設等において求められている発達支援と自立支援の課題を明らかにすることを目的としている。

【研究の内容・方法】(800字程度)

上記の研究目的を遂行するために、本研究では、以下の四つの方法で作業を進める。

①先行研究のレビューを通して、国内外における少年非行と発達障害との関係に関する政策、議論の動向や支援体制の状況、課題を明らかにする。

②先行研究のレビューを踏まえ、全国 52 ヶ所の保護観察所(保護観察官・保護司・更生保護施設職員・自立準備ホーム職員)の職員を対象とした訪問面接法調査を実施し、発達障害やそれに類似した発達困難を有する非行少年の困難・ニーズとそれに対する各施設での対応や自立に向けた支援の現状を明らかにする。

調査項目は以下を設定した。

「生活環境(特別調整含む)の調整における困難・ニーズ」

「発達困難を有する保護観察処分少年および少年院仮退院者の困難・ニーズと支援状況」

「関係機関連携(矯正施設・更生保護施設、保護司、学校・地域、関係機関等)の具体的な内容」

「発達障害等の発達困難を有する少年への社会的自立・地域移行の支援の課題」

③発達障害少年の矯正教育・更生保護において先進的な取り組みを行う北欧スカンジナビア諸国(スウェーデン・デンマーク・ノルウェー・フィンランド・アイスランド)の発達支援・地域移行支援に関する実践についての調査を実施する。

④「支援教育課程」に指定された A 少年院に在院する発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年を対象に彼らの抱える困難・ニーズについて面接法調査を実施する。

調査項目は以下を設定した。

「入院前の生活」、「入院中の様子（成長・変化、困っていること等）」、「将来の夢・進路」

⑤②～④の調査結果をもとに、学校や少年鑑別所・少年院・更生保護施設等において求められている教育と発達支援・自立支援の課題を検討する。

<倫理的配慮>

本研究は「日本特殊教育学会研究倫理規定」及び研究協力機関である「法務省矯正局少年矯正課」、「法務省保護局観察課」、「A 少年院」との各調査ガイドラインを作成し、個人情報保護や倫理的配慮を行った。

【結論・考察】（400字程度）

保護観察所等職員調査では、プレ調査を含め全 43 回実施され、延べ 70 名（内訳：保護観察官 31 名、保護司 19 名、更生保護施設職員 10 名、自立準備ホーム職員 9 名、その他 1 名）から回答を得た。本人が「困っている」タイミングで適切に介入をすることが重要であり、少年の発達困難・課題をプラスの特性へどのように「反転」させていくかがポイントである。保護司・保護観察官のように、本人だけに「責め」を求めない「善なる大人」との出会いのなかで少年は大きく成長発達していくことが明らかにされた。

「支援教育課程」に指定されている A 少年院において、発達障害等の発達上の課題・困難を有する男子少年のべ実施数 49 名（調査期間 2016 年 8 月～2017 年 9 月）への半構造化面接法調査を実施した。結果から、いわゆる傾聴は「不安の原因の可視化」「問題の共有」「解決方法をともに考えていく」という「伴走的発達支援アプローチ」の根源であり、その過程で少年は、教官や少年院に対する「安心」「信頼」を回復し、指導を受け止め、発達支援の意義を理解できるようになったために、少年の発達を一気に加速させたものと考えられた。

発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年の発達支援を充実させるためには、彼らの行動の背景にある「不安・緊張・ストレス」等を把握し軽減させていくことや、彼らの発達の課題を丁寧に検討していくことが求められる。そしてこれらのことは、法務省の矯正教育・保護観察だけの問題ではなく、学校教育（文部科学省）や福祉・就労（厚生労働省）との連携・協働が当面する課題といえる。